

ペットフード安全法 帳簿に関する Q&A

事業者のみなさまからのよくある質問と答えをまとめています。リーフレットやマニュアルをご一読の上、これらの Q&A をご活用ください。

Q.1 販売業者（ペットショップや動物病院を含む）に無償配付されるサンプルについて、その譲渡を帳簿等に記載する必要はありますか。

A.1 無償サンプルを販売業者（ペットショップや動物病院を含む）に配付した場合であっても、帳簿の記載等は必要となります。しかしながら、営業所からペットショップや動物病院などにサンプルを配付することは、営業活動の一環として実施され、個々の配付について、通常の販売とは異なり出荷伝票が起票されることはないため、後ほど営業所において帳簿に記載することは困難と考えられます。

このため、このような営業活動の一環として行われるペットショップや動物病院に対する無償サンプルの配付については、出荷伝票で管理できる営業所等までは帳簿の記帳を行い、その後は、配付される可能性のある箇所が特定できるよう、各営業所でリストを用意しておくことで、帳簿の記載に代えることができます。

Q.2 現在弊社が使っている帳簿には必要事項が記載されており、改めてペットフード専用の帳簿を用意する必要はないと理解しておりますが、よろしいでしょうか。

A.2 帳簿は、必要事項が記載されていれば、ペットフード専用でなくても構いません。

Q.3 弊社は、倉庫入庫日を在庫計上日としているため、在庫システムの電子データには輸入許可日の記載がありません。

別の書類で、入庫したコンテナの輸入許可日を参照できますが、その運用でよいでしょうか。

A.3 輸入で在庫システムの電子データを使っていて、輸入許可日の記載がない場合であっても、他の方法でそれが確認できるようになっていれば構いません。

Q.4 法律施行規則では愛玩動物用飼料の譲渡に荷姿を帳簿に記載することになっていますが、現在の帳簿には出荷ごとに荷姿を記載する欄がありません。同じ帳簿内に出荷ごとに荷姿を記録しなければならないのでしょうか。

A.4 製品仕様書のような別の書類に、製品ごとの荷姿が明記されていて、出荷記録と製品仕様書が連動して確認できるようになっていれば問題ありません。

Q.5 輸入用の帳簿には原材料を記載する欄がありません。同じ帳簿内に出荷ごとに原材料を記録しなければならないのでしょうか。

A.5 製品仕様書のような別の書類に、製品ごとの原材料が明記されていて、出荷記録と製品仕様書が連動して確認できるようになっていれば問題ありません。

Q.6 譲渡しの年月日については、輸送業者を介した場合、取引相手の受領日が把握できないこともあります。この場合は発送日の記帳でもよいですか。

A.6 基本的には、取引相手を受領した日を記帳していただくこととなります。しかしながら、お尋ねのような場合であって、受領日を記帳することが困難な場合は、まずは発送日を記帳していただいても構いません。なお、後日、輸送会社から受領日がわかる受領証等を入手し、保管するよう努めてください。

Q.7 弊社は自社開発したペットフードを自社ブランドで販売しています。ただし、製造は海外で行い、製品の輸入と物流は商社に委託しています。弊社に対して、帳簿の備付けの義務はかかりますか。

A.7 委託した商社が輸入者としての届出を行い、輸入と販売に関する記録を責任を持ってできるようにしておいてください。輸入時に製品ごとに原材料を記録することになっていますが、これは問題発生時のトレーサビリティ確保のための措置です。

今回は、製品の開発は当該社が行っているということで、製品の内容についての詳しい情報は当該社の責任で管理しているということであれば、事故等による製品の調査については両者の責任の範囲と協力体制についてあらかじめ明確にしておく必要があると考えられます。

なお、物流を商社に委ねている場合であっても、販売業者としてお客様先へ販売している場合は製品譲渡しについての帳簿の記載が必要です。

Q.8 弊社はインターネット販売をしています。帳簿の記載は必要ないと考えてよいでしょうか。

A.8 販売先が消費者であれば譲渡し先を記帳する必要はありませんが、販売業者（卸売又は小売）に出荷する場合は記帳が必要です。

事業者の方は、ご不明な点は各地方農政局へご照会ください。

北海道農政事務所 011-330-8816

東北農政局 022-745-9384

関東農政局 048-740-5065

北陸農政局 076-232-4106

東海農政局 052-223-4670

近畿農政局 075-414-9000

中国四国農政局 086-227-4302

九州農政局 096-211-9255

内閣府沖縄総合事務局 098-866-1672

[ペットの飼い主のみなさまからのお問い合わせはこちらへ](#)（各地方環境事務所）